

精神障がい者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める意見書

栃木県の重度心身障害者医療費の助成制度は、①身体障がいの程度が1～2級の方、②知的障がいの程度が知能指数35以下の方、③知的障がいの程度が知能指数50以下で身体障がいの程度が3～4級の障がいと重複している方となっているが、精神障がい者は対象となっていない。

精神障がい者は、精神科への定期的な通院と服薬の継続が必要であり、障害者総合支援法に定められた自立支援医療（精神科通院医療）において、一定の医療費負担軽減は図られているものの、入院の場合には認められておらず、また、長期間に渡る服薬や加齢により、精神科以外の診療科に受診することもあるため、重度の身体障がい者や知的障がい者と同等の医療費助成をもって、経済的負担の軽減に取り組む必要がある。

よって、栃木県においては、精神障がい者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象とするため、必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月15日

栃木県議会議長
栃木県知事

栃木県高根沢町議会